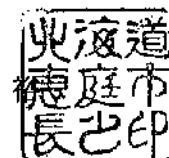


恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 1 0 号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 6 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第8条の2（略）	第1条～第8条の2（略） <u>（処理計画書の提出）</u> 第 8 条の 3 条例第 18 条の 2 に定める計画書の提出は事業系一般廃棄物減量等計画書(様式第 3 号)により行うものとする。 2 前項の計画書は、毎年 5 月末日までに提出するものとする。 3 前項の実績報告書は、翌年度 4 月末日までに提出するものとする。
第 9 条～第 27 条（略）	第 9 条～第 27 条（略）
様式第 1 号・様式第 2 号（略）	様式第 1 号・様式第 2 号（略）

[illegible]